

シルバー さつま

Vol.46



2024

賀 春



もう一花咲かせる場所があります



公益社団法人さつま町シルバー人材センター

新年のごあいさつ

理事長



ろくろ 直樹

新年あけまして

おめでどうござります

皆様方には令和6年の輝かしい新春をお迎えの事とお慶び申し上げます。町民・会員並びに関係各位の皆様におかれましては、かねてからシルバー人材センター事業へのご理解とご協力、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

長引く新型コロナウイルス禍からの再生を図るため、ウィズコロナの新しい生活様式の中、ようやく経済活動が上向きに転じ活性化が見られます。当センターも多くの皆様を支えられ受託事業・派遣事業ともに回復基調にあります。

一方、会員の就業機会をたくさんいただく中に、まちの現状が垣間見えます。人口減少、少子高齢化の進展が生み出す、社会全体の人手不足、担い手不足、総じて労働力不足が一段と進んでいるということです。

このような状況の中、改めて確信することが、超高齢社会において、高齢者が幾つになっても活躍できる社会を実現するため、シルバー人材センターの性格と機能を最大限に活かし、会員拡大を推し進めることがその基盤と環境づくりだと考えています。そして、高齢者の社会参加・生き甲斐の充実・健康保持増進の広がりがまちの生産基盤の枠組みの一つとなり地域社会の活性化、まちづくりに貢献できるものと信じています。

今年は辰年です。竜が水を得て昇天するが如く、当センターも成長と飛躍の年、大きく変革する年になるよう努めたいと思います。

昨年からインボイス制度への対応、インボイス制度対策の中、副次的に生まれたフリーランス法の10月施行に係る契約方法の見直し、会員のデジタル・リテラシー向上のためのデジタル化の推進、身近な事務所移転問題及び事務所職員体制の改変など多岐にわたり課題が山積しています。

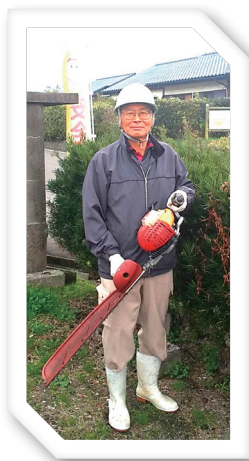
また、センターの普遍性のないスタンスとしなければならない安全就業については、「安全はすべてに優先する」の理念を初心とし、安全安心を確保し

て参りたいと存じます。合わせて適正就業についても、高齢法に基づく業務拡大の県知事指定が間近でありますので、これも法令遵守・コンプライアンスの下に信用信頼の確保とセンターの持つ高度の公共性・公益性を堅持して参りたいと考えています。

さて、当センターは平成17年、新町さつま町シルバー人材センター発足以来、来年は20周年を迎えます。節目の年、その前年としてのセンターの有り方を重視したいと考えています。

これまで多くの会員が繋いできたプロセスと現在を見つめ直し、次代に引き渡すための2年間、シルバー人材センターの根拠「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の下、シルバー事業の理念である「自主・自立、共働・共助」による事業運営に傾注したいと存じます。

これからもご理解とご支援、そしてご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。本年が皆様にとり素晴らしい年となりますことを祈念しご挨拶とさせていただきます。



御年賀

理事長 轡轡直樹

副理事長 福山桂子

常務理事 小椎八重廣樹

理事 久保田春彦

理事 徳永満義

理事 奥田哲男

理事 下牧瀬秀司

理事 角之園良治

理事 上村尚

理事 内堀茂子

理事 今東秀嗣

理事 先崎朋子

理事 有川充

監事 橋之口幸男

監事 坂元満秋

新年あけまして
おめでとうございます



副理事長

ふくやま けいこ
福山 桂子

お健やかに新年をお迎えのこと
と、心よりお慶びを申し上げます。

昨年は、ワクチン接種や新しい
生活様式の中で、人々の生活を脅か
した新型コロナウイルス感染症も落
ち着きをみせた年でした。その影響
と効果はセンター事業に如実に表れ、
昨年からの実績は回復基調にありま
す。

シルバー人材センター事業は、高
度の公共性と公益性を発揮しなけれ
ばなりません。私は、まち及び町
民のニーズに沿った就業を通して、
やりがいと生きがいを感じています。
センターは働くだけではなく、会
員同士の人間関係を楽しむため会員
互助会が組織され、ゴルフ・グラウ
ンドゴルフ・カラオケ・旅行・女子
会（あじさい会）及び囲碁同好会が
あります。

あじさい会は発足して5年にな
りました。コロナの影響で思うよう
な活動ができない日々が続きました

が、昨年から少しずつ活動の場が広
がり、夏には「ふくれ菓子・めん
つゆ」、秋には「いこもち・かるか
ん」を作りました。参加してくだ
さった会員に心から感謝申し上げま
す。

参加者が楽しく活動できること
が、私たちの最大の喜びです。お仕
事ですが、会員同士の交流を大切
にして行きたいと思っています。それが
私たちの目標であるとともに、明日
への仕事の活力につながっています。
昨年の暮れに催された、納会研修
会&大忘年会では、島倉千代子さん
の「人生いろいろ」をアレンジした
女子会のテーマソングに、振り付け
をした踊りを披露しました。

センターでは、男性色を変える
ために女子会活動を中心にイメージ
チェンジと活性化を図っています。
女性会員及び女性会員就業の拡大を
目指しながら、女子会活動で仕事も
遊びも一緒に楽しみましょう。

今年は辰年、昇り竜のように会員
が増えますことを願っています。



新年あけまして
おめでとうございます



会員互助会会長

かみむら ひさし
上村 尚

昨年度から互助会会長を務めさ
せていただいております。山崎地区
の上村と申します。

昨年度は互助会の活動としての
日帰りバス旅行やグラウンドゴルフ
大会及び大忘年会など天候にも恵ま
れ無事開催することができました。
参加していただいた会員や事務局の
皆様のご協力もあって会員の交流を
深めることができ大変感謝しており
ます。

特に、昨年度末の志布志へのバス
旅行では、「志布志大黒ホテルでイ
ルカショーを初めて見る」ことができ
た。また、バスの中で「普段交流
ができない他の地区の会員との話な
どでき大変楽しい旅行になった。」
というお声をたくさんいただき、う
れしく思います。

互助会は、会員相互扶助及び福
利厚生を図ることを目的とするとい
うに、趣味を通じたカラオケ・ゴル

フ・グラウンドゴルフ、囲碁・女子
会など各種同好会の活動なども積極
的に行われ、会員同士の交流・健康
増進や仲間づくりに大変役立ってい
る活動だと思っています。

私自身もシルバー会員になって、
もうすぐ6年になりますが、仕事の
仲間以外との交流機会が少ないでし
たが、互助会の行事への参加を通じ
て、新しい仲間との交流が増え、楽
しみや生きがい、また仕事をする喜
びをあらためて感じています。

できるだけ多くの会員の皆様が
互助会活動に参加していただき、新
しい仲間との交流や健康維持に役立
てていただくとともに、互助会活動
を盛り上げてくださるよう願ってい
ます。

私自身も微力ではありますが、互
助会の発展に務めさせていただき
たいと思っておりますので、本年度も
会員の皆様のご理解とご協力をお願
いいたしましてご挨拶とさせていただきます。





公益社団法人
鹿児島県シルバー
人材センター
連合会

会長 かきもと 柿元 たかし 孝志

新年 明けまして おめでとうございます



回っています。

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、さつま町シルバー人材センター当局をはじめ会員の皆様には、日頃から当連合会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

令和6年辰年がスタートしました。貴センターは、旧3町統合合併後、今年で19年目、来年には20周年目の節目を迎えると聞いており、「辰」は十二支の中でただ一つ存在しない想像上の動物で、これから何か大きなことが起こる、物事の始まりともされておりますので、これを契機にますます発展することを願っております。

これまで「自主・自立、共働・共助」の基本理念の下、順調に事業実績を伸ばされ、会員の皆様の生きがいの充実と地域社会の福祉の向上に大きく貢献しておられますことに対しまして深く敬意を表します。

昨今のコロナ禍で県全体の会員数が減少する中でも、貴センターにおかれましては、令和5年12月末現在の会員数が315名と昨年度を上

回っています。

これも機関紙発行等の広報活動による会員拡大や地域のニーズを捉えた就業機会確保の取組みなど、ご尽力の賜物であり改めて感謝を申し上げます。

さて、本県におきましては、人口減少や少子高齢化による人手不足が喫緊の課題となっており、シルバー人材センターは、企業等の人手不足分野の労働力の担い手としての役割に、ますます期待が高まっております。

このような状況の中、昨年10月からインボイス制度が導入され、今年の10月までには、「特定受託事業者にかかる取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス法が施行されることになっており、これに伴い契約方法の見直しについて協議を進めているところとあります。会員の皆様がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するためのもので、これまでの発注者とセンターとの契約、センターと会員との契約から、発注者・センター・会員の三者間による包

括的な契約形態へ変更となります。これに伴い、センター当局の事務が増えますが、センターの役割であるマッチング・サポートの関係などの実務面は基本的に変わらず、会員の皆様へは、大きな変更がないよう取り組みたいと考えております。

また、安全就業の確保は最重要課題であるものの、傷害や賠償事故は、残念ながら毎年発生しています。年始めにあたり、今一度「安全は全てに優先する」といういうことを一人一人が肝に銘じて引き続き安全就業に取り組んでいただきたいと思います。

今後とも、会員皆様の安心・安全・健康を第一に、住民から信頼されるシルバー人材センターを目指して事業の発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、貴センターの今後益々のご発展と会員の皆様のご健康とご活躍を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

(公社) 鹿児島県シルバー人材センター連合会37拠点センター

- (公社) 鹿児島市SC
- (公社) 薩摩川内市SC
- (公社) いちき串木野市SC
- (公社) 枕崎市SC
- (公社) 鹿屋市SC
- (公社) 西之表市SC
- (公社) 霧島市SC
- (公社) 出水市SC
- (公社) 始良市SC
- (公社) 南さつま市SC
- (公社) 阿久根市SC
- (公社) さつま町SC
- (公社) 日置市SC
- (公社) 奄美市SC
- (公社) 和泊町SC
- (公社) 徳之島町SC
- (公社) 曾於市SC
- (公社) 志布志市SC
- (公社) 南九州市SC
- (公社) 大崎町SC
- (公社) 伊佐市SC
- (公社) 指宿市SC
- (公社) 湧水町SC
- (公社) 南大隅町SC
- (公社) 垂水市SC
- (公社) 錦江町SC
- (公社) 肝付町SC
- (公社) 天城町SC
- (公社) 東串良町SC
- 喜界町SC
- 長島町SC
- 中種子町SC
- 竜郷町SC
- (一社) 南種子町SC
- (一社) 瀬戸内町SC
- (一社) 伊仙町SC





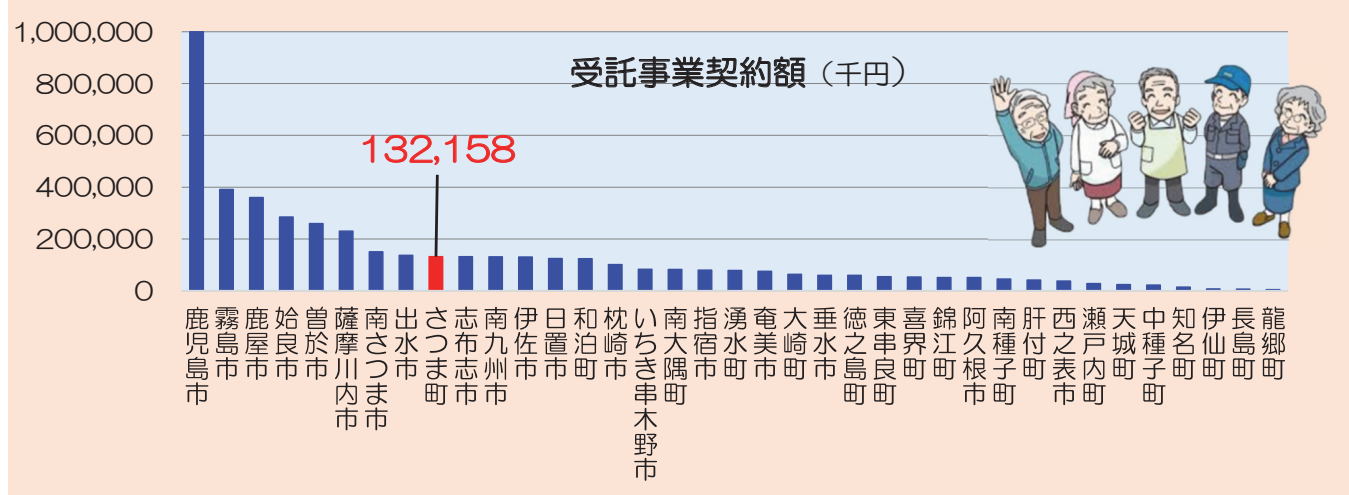
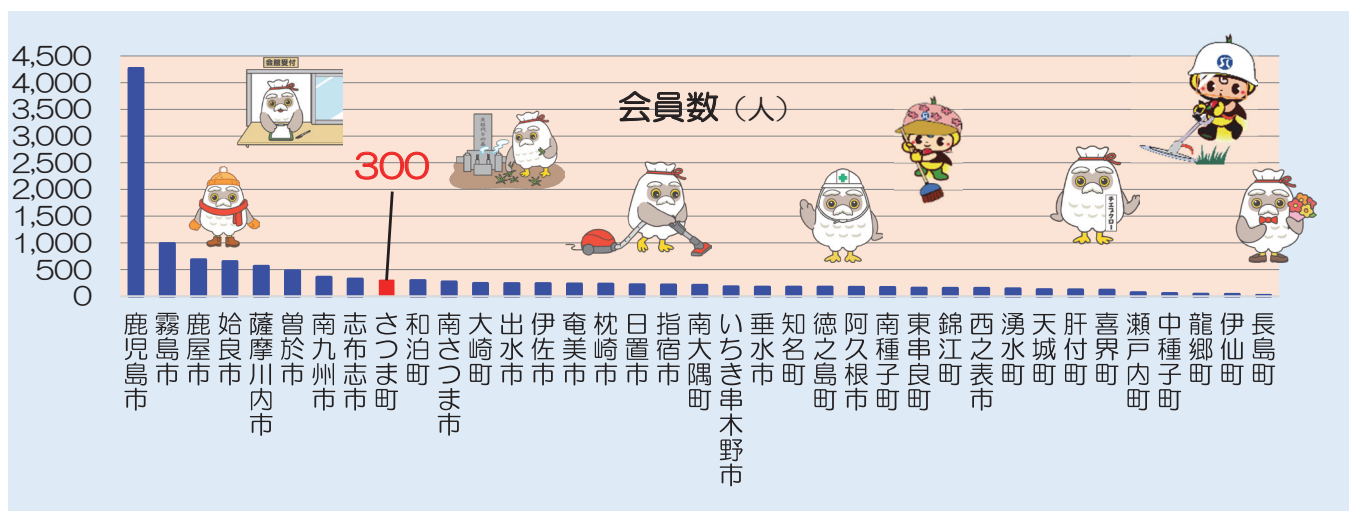
令和4年度鹿シ連事業実績とさつま町SCの立ち位置

統計については様々な比較や評価の仕方があります。

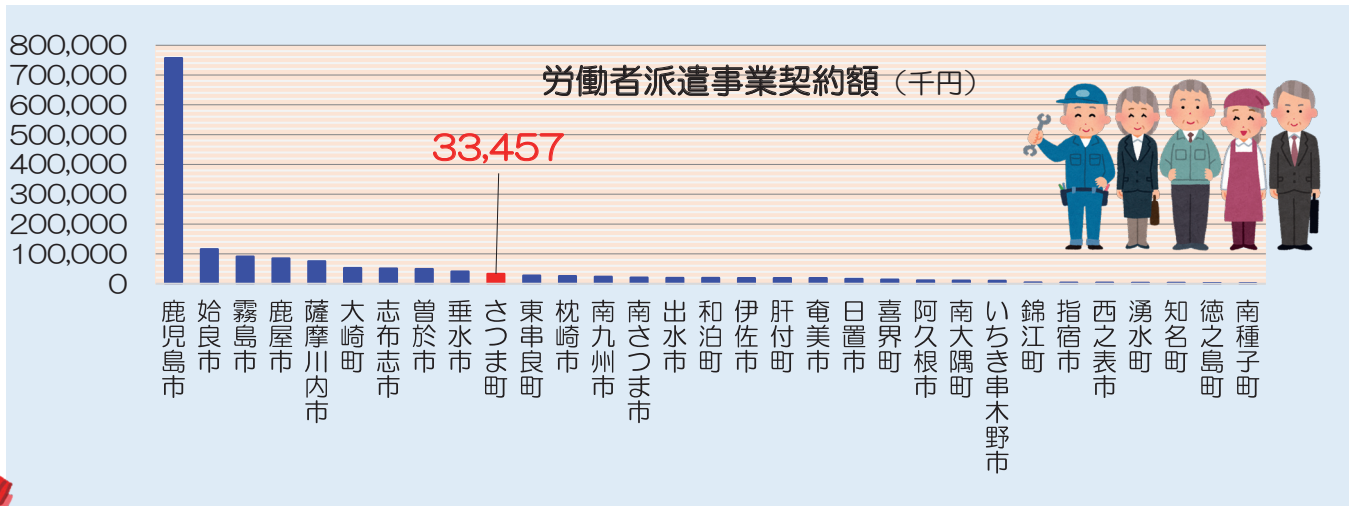
下のグラフで表現したかったのは、全国同じ土俵（①高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体、②シルバー会員は市区町村の60歳以上の方が対象）の上で活動する団体ですので、事業実績については存する市町村の規模（人口等）に応じて、ある程度比例するのではという考え方があります。

しかしながら、当センターの立ち位置は市町村の規模とは異なる形で良好な位置にあります。

この良好な要因は、行政をはじめ町民の方々の当センターに対するご理解とご支援の賜であると有難く受け止めております。これからもご期待に添えますよう、会員、役職員一丸となった事業運営に努めますので、よろしくお願いいたします。



※受託事業は、請負及び委任による事業です。



※労働者派遣事業は鹿シ連と雇用関係が生じます。

シルバー人材センターを利用される発注者(町民)の皆様へ

フリーランス法の制定を踏まえて

シルバー人材センターの契約関係 を見直します



ればなりません。
 現在の、センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける契約方法では、本来の発注者と会員との間に直接契約関係が生じる構造となっておりません。

このため、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からもセンターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

なお、契約方法の見直しはシルバー事業の抜本的な見直しとなるので、鹿児島県シルバー人材センター連合会内では統一性を持った行動の必要性と、施行を令和6年10月または令和7年4月のいずれかにする考え方が大半という状況です。

今後、必要に応じてお知らせいたしますので、センターを利用される発注者の皆様におかれましては、何卒、契約方法の見直しについてご理解をお願いいたします。



図2 【変更後】

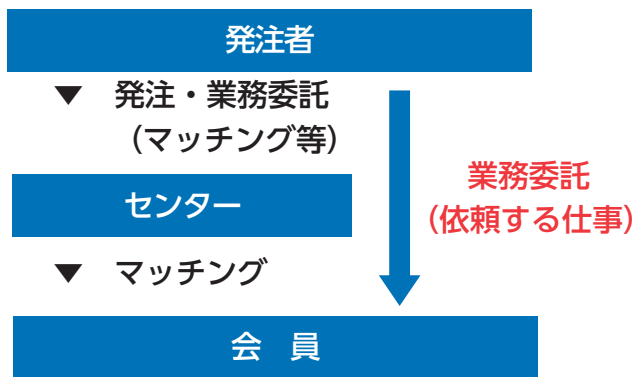
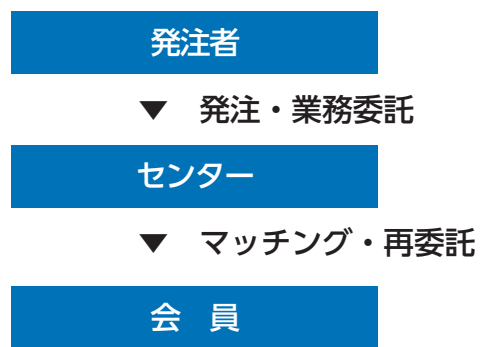


図1 【現行】



■見直しのイメージ：図1・図2

※フリーランス法とは
 個人が事業者（特定受託事業者、いわゆるフリーランスにセンターの会員が該当）として受託した業務に安定的に従事することができ、環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者「特定業務委託事業者、いわゆる発注者」に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はセンターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、フリーランス法の趣旨に鑑み、次の①と②に分けて発注することになります。

- ①センターに対するマッチングや調整等の業務委託（センター利用契約）
 - ②会員業務委託契約（依頼する仕事）
- なお、契約方法の見直し後においても、センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様には、これまでどおり、安心してセンターをご利用くださいますようお願いいたします。

■発注依頼から業務終了までの流れ

発注の準備	現行と変更ありません。 (センターを利用して業務委託する場合は、業務内容をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
【新】センターと の利用契約 の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して業務委託することに係る契約内容となり、主に、就業する会員とのマッチングや総合調整になります。
【新】会員への就 業条件の明 示と業務委 託契約の成 立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、業務仕様に基づき、センターにおいて就業条件の明示内容(業務仕様書)を作成し、マッチングの際にあわせて会員に案内します。 会員が業務内容に同意すれば、発注者との間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。 なお、会員が同意した場合、会員への業務仕様書の明示は、センターを通じて行います。
【新】業務委託料 請求(セン ター会員)	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターの業務委託料と会員の業務委託料に分かれた内訳となります。 センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】適格請求書 の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。 ※次ページ参照

料金の一部について消費税
の課税関係が変わります

センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」、「センター業務委託料(事務費)」、「材料費」の3つで構成されています。

このうち「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形になります。

そのため、センターは「センター業務委託料」と「材料費」の分については消費税に係る適格請求書(インボイス)を発行しますが、「会員業務委託料」の分については発行することができません。

この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を発行する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1千万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

このため、消費税課税事業者である発注者の場合、会員業務委託料に含まれる消費税相当額について、仕入税額控除を行うことができなくなります。そのことだけをみると、契約方式が変わること、発注者としては納税負担が増すことになると言えます。

しかし、この納税負担分については、現行の契約方法において、センターが発注者からいただく事務費の中で経費を賄っているものです。

新たな契約方法では、センターの負担がその分軽減されるため、料金設定の調整等での対応になると思いますので、発注者にとっては、事務費による負担が納税による負担かの違いはありますが、実質的な費用負担額は大きく変わるものではないことをご理解ください。

※料金に係る消費税の課税関係は次ページを見てください。

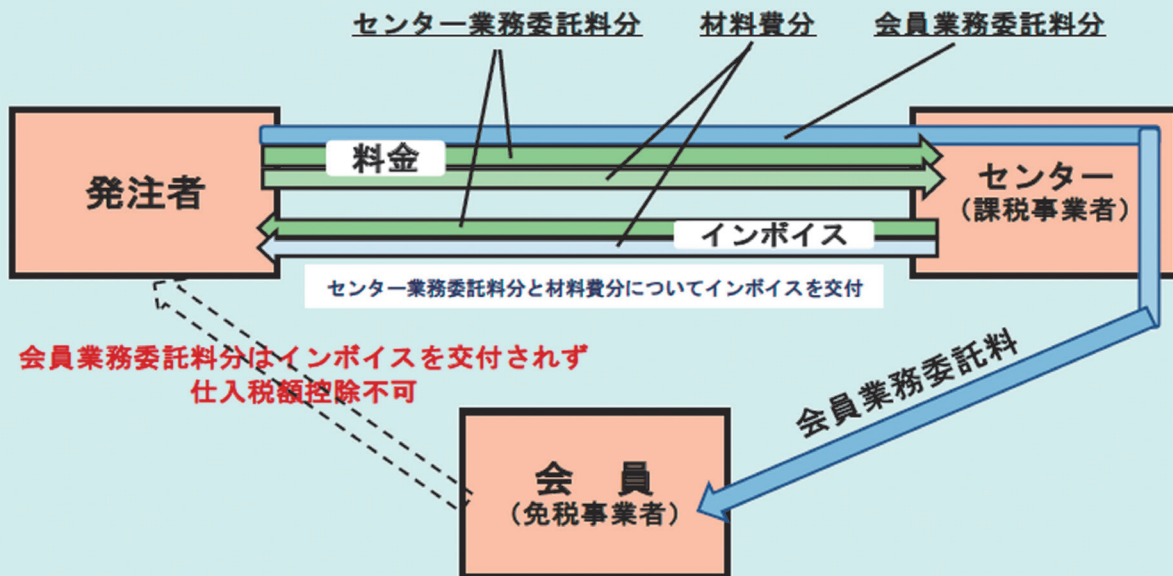


フリーランス法の概要

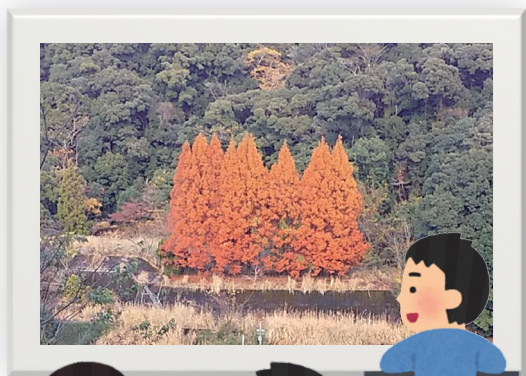


フリーランス法のQ&A

料金に係る消費税の課税関係



- ※発注者がいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取扱いと変更はありません。
- ① **個人や家庭など事業者でない者**…消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
 - ② **簡易課税制度を選択している事業者**…消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取扱い。
 - ③ **官公庁などの一般会計による事業**…みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取扱い。



お客様からの作業依頼の見積りのため、鶴田ダムヘラブナ岬に走っていました。ダム天端が見える付近に差し掛かったところ、左写真の情景が飛び込んできました。樹種は不明ですが、紅葉する杉の木は珍しいと思います、また、周りとのコントラストも印象的でしたのでスマホに納めました。晴天であれば夕日に反射してもっと映えるでしょう。通りかかったらご覧ください。

ちょっと

Coffee
break





発注者様の声



町シルバー人材センター様には、日頃から町の行政運営に多大なご理解とご協力をいただき心から感謝いたします。

さつま町では、5台の公用マイクロバスを所有しており、各課の事業内容に応じて公用マイクロバスの運行業務が行われています。

公用マイクロバスは、小中学校の行事等での送迎や宮之城中学校通学バスでの運行を中心に、町関連の研修会や学童、特定健診時の送迎などに利用されています。

また、5台のうち2台は、主に高齢者の皆さんの、広く地域社会との交流を図ることを目的とした老人福祉バスとして、高齢者クラブの研修や会合、福祉団体の研修、ボランティア活動での送迎利用など、町民の皆さんが活動する際の移動手段として利用されています。

シルバー人材センター様からは、貴重なマイクロバスの運転手として現在6名の運転手を派遣していただき、大変助かっております。町内の道路事情にも精通している熟練のド

ライバーを派遣していただいております。運転前後の車両点検や清掃も丁寧にわれ、何かあればすぐ情報を共有するなど、乗車している方々の安全を第一に派遣業務に取り組んでおられます。利用者の皆様方からは「運転手さんから、いつも気持ち良いあいさつをもらえます。また、行程表に変更のあった場合などでも柔軟に対応をしてもらい、研修を無事終えることができました。」と声をいただいております。

コロナ禍で大人数での活動が自粛されたため、バスの利用数が減少した時期もありましたが、今年度は利用数も徐々に回復してきており、町民の皆様の活動が戻ってきているように感じます。今後も運転手の皆様には安全運転に努めていただき、円滑な町のマイクロバス運行業務にご尽力いただければ幸いです。

また、町シルバー人材センター様には、労働者派遣業務以外にも受託事業といったしまして、庁舎等をはじめとする公共施設の清掃や管理を行っていただいております。

庁舎清掃では、人の利用が多い場所を中心に、限られた時間の中で迅速かつ丁寧に清掃を行ってまいります。職員でも毎日庁舎内外の清掃は行っていますが、なかなか手が行き届かない部分もあるため清掃スタッフの皆様の活躍が大きいところです。いつも丁寧に作業していただき本当にありがとうございます。今後も公共施設を綺麗に保ち来庁者の皆様が気持ちよく利用できる環境づくりにご協力いただきたいと思います。

さつま町財政課

バス管理担当者 中山清佳



シルバーでもう一花咲かせませんか？

出前入会説明会のご案内

コロナからの再生と飛躍をテーマに、センターの初めての試みとして、**2月17日(土)**に、鶴田地区と薩摩地区で出前入会説明会と就業相談会を開催します。

センターでは毎月第3火曜日に入会説明会を行っています。センターから遠距離にあり、また、入会率の低い鶴田・薩摩地区の方々に對する普及啓発と就業について、考えていただく機会を提供する新規の取り組みです。

入会説明会では、シルバー人材センターの性格と機能、沿革、就業内容(受託事業と派遣事業)、就業に對する配分金と賃金、シルバー保険、当該地区会員の体験談、会員互助会等について、説明します。

就業相談会は入会説明会終了後に不明な点への質問、具体的など自身の就業相談等について、職員が個別

にお受けいたします。

なお、入会説明会を受けた後、即入会の必要はありません。後日いつでも入会できます。センターは町民の皆様への普及啓発事業として実施しますので気軽に参加してください。

その他連絡事項

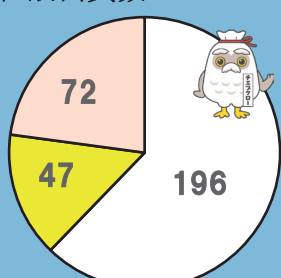
*土曜日の時間つぶしにお気軽な気持ちでご参加ください。

いっしょにお茶しながら過ごしましょう。

*入会手続きとなった際には、印鑑とゆうちょ銀行の通帳が必要です。念のためご持参いただければ有難いです。

*参加者には粗品を差し上げます。

地区別会員数



□ 宮之城地区 □ 鶴田地区
□ 薩摩地区

入会説明会

薩摩地区



◆ **2月17日(土)**
午後1時30分開会
◆ 薩摩中央公民館1階小会議室

鶴田地区



◆ **2月17日(土)**
午前9時開会
◆ 鶴田中央公民館2階視聴覚室

*参加希望の方は、当日会場に直接ご来場で結構ですが、可能でしたらセンターに、お名前、連絡先をお知らせいただきましたら、準備の都合上有難いです。



保存版

令和6年度受託事業に係る配分金（作業料金）見積基準です。最終ページに積算例がありますので、参考とされご自分で見積ってみてください。

詳しくは、センターにお問い合わせください。

公益社団法人さつま町シルバー人材センター配分金見積基準

令和6年4月1日施行

職 群	職種(仕事の分類・仕事の例)	日額(単位:円)			時間単価 (配分金÷ 7.5h)	備 考
		配分金	事務費(13%)	合 計		
1.技術群	経理事務・家庭教師・講師・各種講座等の指導	8,220	1,068	9,288	1,096	
	各種自動車の運転・各種設備の保守点検	9,090	1,181	10,271	1,212	
	その他の特殊技術	7,950	1,033	8,983	1,060	
2.技能群	大工仕事・左官工事・塗装工事・板金工事	9,090	1,181	10,271	1,212	別表③により追加配分金
	植木・造園工事・植木消毒・樹木の伐採	8,060	1,047	9,107	1,074	別表③により追加配分金
	表具・表装作業	別表②参照				
	その他の技能作業	7,370	958	8,328	982	
3.事務群	一般事務・整理事務・調査・集計・統計事務	6,830	887	7,717	910	
	筆耕	別表①参照				
4.管理群	施設管理・受付・商品在庫管理・その他管理	6,830	887	7,717	910	
5.折衝外交群	販売・集金・配達・外交・検針その他の外務	6,830	887	7,717	910	
6.一般作業群	草払い(機械使用)	6,860	891	7,751	914	別表③により追加配分金
	屋内外清掃・屋内外雑役・ゴミ収集・廃物処分 軽作業・農作業・草取り・除草剤散布・集草・集枝	6,860	891	7,751	914	別表③により追加配分金
7.サービス群	遺跡発掘・安全指導・その他社会活動サービス	6,860	891	7,751	914	
	高齢者・障害者・病弱者・児童福祉サービス 福祉家事援助サービス、その他サービス	別表④参照				
8.その他	墓地清掃等(詳細には個別対応)	6,860	891	7,751	914	
	モデル・芸能・その他	7,950	1,033	8,983	1,060	

①作業時間 1日の作業時間は、基本的に午前8時から午後4時30分までの7.5時間です。作業内容や時期で若干の違いがあります。

②交通費 会員の自宅から就業現場まで(別表⑤ 交通費区分表による)

③刈草、樹木の枝、剪定くす等の処分料 民間処分所料金(1kgにつき18円+消費税10%)

④車借上げ料 センターの軽ダンプは、距離や運搬物、回数等を考慮して500円～3,000円(総額請負の場合を除く)
センターの2tダンプは、距離や運搬物、回数等を考慮して3,000円～5,000円(総額請負の場合を除く)
会員の車の借上げ料は、距離や運搬物、回数等を考慮して500円～3,000円(総額請負の場合を除く)



〈別紙〉

公益社団法人さつま町シルバー人材センター配分金見積基準

令和6年4月1日施行 (単位:円)

別表①筆耕

種 別	配分金	事務費 (13%)	合 計	備考
宛名書き	住所・氏名 ペン	15	1	16
	1枚当たり 毛筆	30	3	33
	1箇所当たり ふでペン	20	2	22
	会社名・肩書 ペン	19	2	21
	1枚当たり 毛筆	50	6	56
	1箇所当たり ふでペン	40	5	45
賞状(毛筆)	全 文	2,597	337	2,934
	名前のみ	112	14	126
	席札・命名札等	112	14	126
式 次 第		3,055	397	3,452

内容等状況により変更

別表③ 機械・器具等の消耗料・使用料(1日当たり/燃料込み)

機械・器具名	使用料	機械・器具名	使用料
草刈り機	1,300	プレート転圧機	1,000
チェーンソー	1,000	大工用具	1,000
エンジンハッジトリマー	1,000	ロータリーモア	1,000
電動ハッジトリマー (トリマー、発電機共に会員所)	1,000	芝刈り機	1,000
電動ハッジトリマー (センター発電機使用の場合)	500	壁スプレー(1缶当たり)	時価
動力噴霧機	1,500	エンジンブロー	1,000
高圧洗浄機	1,500	動力噴霧器(背負式)	1,000
コンクリートミキサー	1,000	乗用モア	1,500
管理機	1,000		
発電機	1,000		
ランマー転圧機	1,000		

別表⑤ 交通費区分表(会員の自宅から就業現場まで)

区分	往復の距離	交通費	備考
1	10km未満	200	
2	20km未満	300	
3	30km未満	400	
4	40km未満	500	
5	50km未満	600	
6	50km以上	700	

別表② 網戸、障子、襖(1枚当たり/交通費別途/網戸はゴム交換込み)

種別	配分金	事務費 (13%)	材料費	合 計	備 考
網 戸	特大	1,131	147	1,278	
	大	903	117	1,020	1m×1.8mのサイズ
	中	687	89	776	
	小	454	59	513	
障 子	特大	1,131	147	1,278	
	大	903	117	1,020	古いもので骨組み加工は別途 (技術料は追加配分金、資材は材料費)
	中	687	89	776	
	小	454	59	513	
襖	特大	2,832	368	3,200	
	大	2,264	294	2,558	古いもので骨組み加工は別途 (技術料は追加配分金、資材は材料費)
	中	1,699	220	1,919	
	小	903	117	1,020	※片面は各サイズの75%で計算
片面	※	※	2,210	※	

別表④ 介護・家事援助サービス(1日当たり8:00～16:30)

内 容	配分金	事務費 (13%)	合 計	備 考	配分金の 時間単価
・衣類の洗濯、補助 ・住居などの清掃、整理整頓 ・関係機関等への連絡 ・話し相手、留守番、子守り ・その他	6,860	891	7,751		914
身の回りの世話	6,860	891	7,751		914
夜の介助(食事・排泄の世話)	9,240	1,201	10,441		1,232
外出介助 ・車いすやタクシーで買い物、通 院介助等	6,860	891	7,751		914

※別表③及び別表⑤についても会員への支払い分は配分金となるため、事務費13%を加算するものとする。



作業料金は
どんだけ？



作業料金見積例

《宅地周辺の草刈りと持出し処分を2人で 1.5 日かかる場合》

- ・ 1 日目 8:00 ～ 16:30 / 作業時間7.5 時間 / 2人
- ・ 2 日目 8:00 ～ 12:00 / 作業時間 / 4時間 / 2人
- ・ 作業時間11.5 時間は日換算で1.53 日(11.5 h ÷ 7.5 h)

シルバーの基本的
就業時間
8:00 ～ 16:30
で7.5 時間

- ・ 配分金6,860 円/日 + 機械代1,300 円/日 × 1.53日 × 2人 = 24,969 円…①
- ・ ①の事務費24,969 円 × 0.13 (13 %) = 3,245 円…②
- ・ 交通費(往復20 km未満)300 円 × 2日 × 2人 = 1,200円…③
- ・ ③の事務費1,200 円 × 0.13 (13 %) = 156 円…④
- ・ 薩摩工務店処分場への処分料
350 kg × 18 円 × 1.1 (消費税) = 6,930 円…⑤
- ・ センター軽トラ借り上げ料 (1台で2回運搬)
2回 × 500 円 = 1,000円…⑥
- ・ 作業料金計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ = 37,500 円



一緒に働きませんか

毎月第3火曜日
9時からセンターで
入会説明会

- *とにかく、説明会に出席され、センターを覗いてみてください。
- *入会するか否かは、後でゆっくりと考えてください。
- *入会費は就業後でも結構です。
- *条件次第では、即就業も可能です。
- *就業はタイミングもあり、会員登録されておけば、公共施設の管理業務等にも就けます。

明けましておめでとうございます
新年の幕開け、町民の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
昨年、50年ぶりに廻ってきた鹿児島国体の開会式で、天皇陛下が「コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する大会になることを望みます。」と述べられました。国民の誰もが勇気を貰えたと思います。

世の中は、一旦流れが変わると急激に変化します。年末年始の国民の大移動も従前以上の様相でした。国民が動けば経済もついてきます。

センターの受託事業、派遣事業も回復基調にあります。広報紙を編集（データ収集、文章をつむぐ、寄稿文の転記など）する中にも手ごたえを感じました。

センターは、契約方法の見直し、事務所移転など変革を迫られた年を迎えています。昇竜の如く飛躍を期していますので、益々のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

広報委員会一同



編集
後記



ホームページ
QRコード